

公立大学法人の中期目標及び中期計画について

1 中期目標、中期計画について

(1) 中期目標

法人が一定期間（6年間）において達成すべき業務運営の目標として、知事が議会の議決を経て定め、法人に対し指示するもの（地方独立行政法人法（以下「法」）第25条、第78条）。

(2) 中期計画

中期目標として指示された目標を達成するための具体的計画として、法人が定め、知事の認可を受けるもの（法第26条）。

(3) 評価

法人の業務実績については、県評価委員会が定期的に評価し、必要に応じて業務運営の改善を勧告（法第28条、第30条）。

[中期目標及び中期計画の構成]

中期目標	中期計画
(基本的な目標)	—
1 中期目標の期間	—
2 教育研究等の質の向上に関する目標 (教育、学生支援、研究、地域貢献等)	1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
3 業務運営の改善及び効率化に関する目標	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
4 財務内容の改善に関する目標	3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	4 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置
6 その他業務運営に関する重要目標	5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置
	6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
	7 短期借入金の限度額
	8 重要な財産を譲渡し、又は担保にしようとするときはその計画
	9 剰余金の使途
	10 その他業務運営に関する事項

2 公立大学法人山口県立大学の中期目標及び中期計画作成スケジュール

17年12月～18年1月 パブリックコメント

18年2月 法人化準備委員会（原案確定）

18年2～3月 県評価委員会の意見を聴取

18年4月 法人設立

法定手続↓

18年4月～6月	[中期目標] 法人の意見を聴取→県評価委員会の意見を聴取→議会議決
18年7月～8月	[中期計画] 法人から認可申請→県評価委員会の意見を聴取→知事認可